

サンタが保育園にやってきました

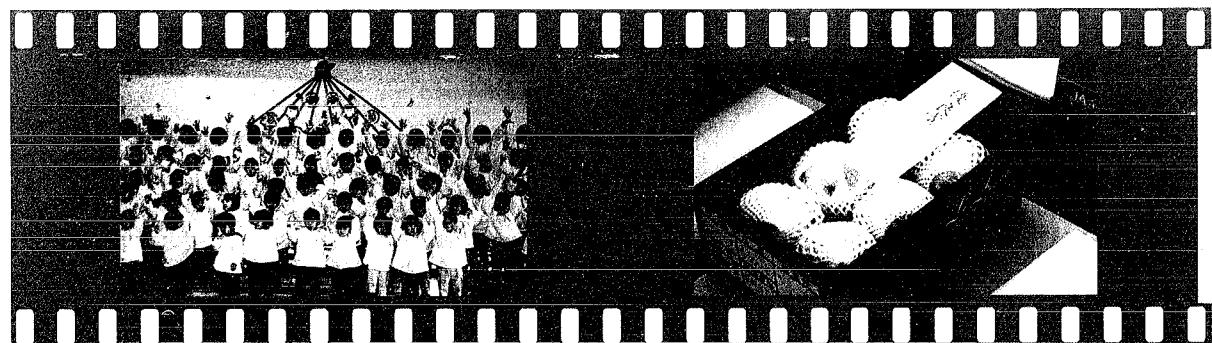
このたび
寄付をありがとうございました

12月24日(水)、保育園にサンタのおじさんが大きな袋にたくさんのプレゼントを持ってやってきました。園児ひとりひとりにプレゼントは渡され、園児達は満面の笑顔で受け取り大喜びでした。子育て教室に参加している子供達はビックリし、泣きだす子もいました。

匿名のSさんより図書券をいただきました。図書券は、保育園で活用させていただきます。Sさんは20年近くクリスマスに保育園に図書券を贈り続けておられます。今年は園児達に「風邪、事故等に気をつけて元気いっぱい遊び、学んで下さい。」と手紙が添えられていました。ありがとうございました。

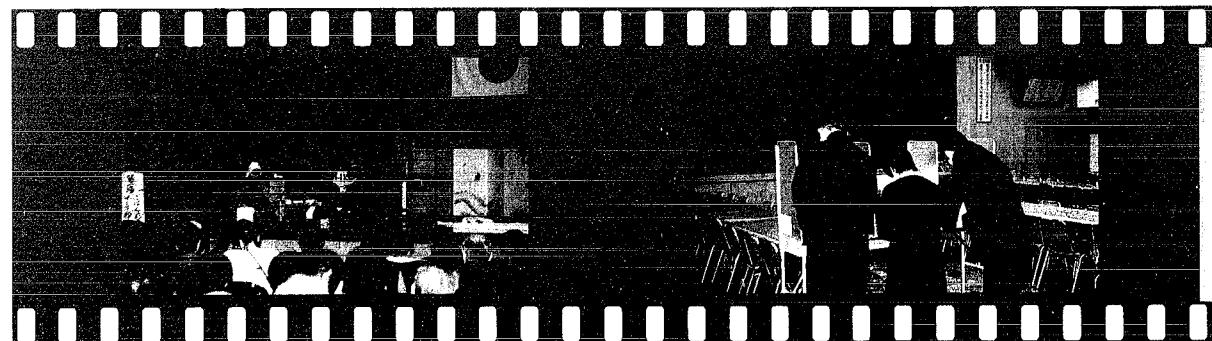
12

月のできごと



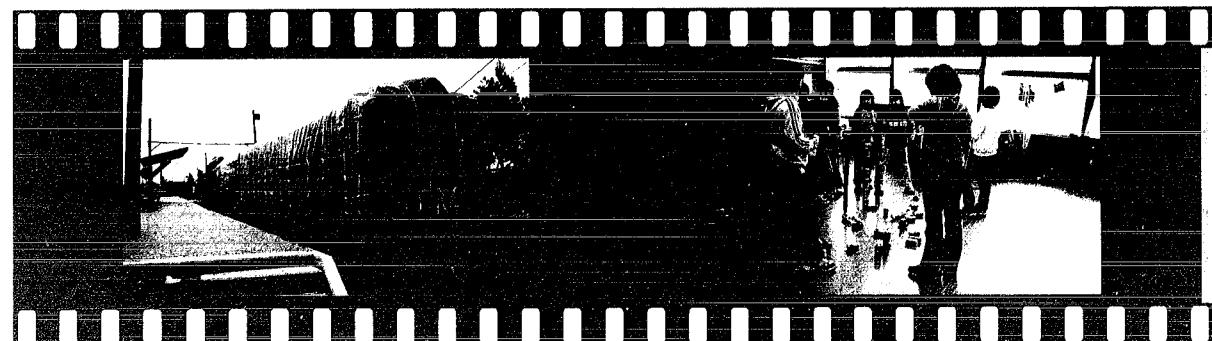
発表会。おとうさん、おかあさん
「頑張って唄うから、
ちゃんと写真撮つてねー」

洋梨の貢帰人と呼ばれる
ル・レクチエの品評会がありました。
今年は豊作で味も香りも最高です。



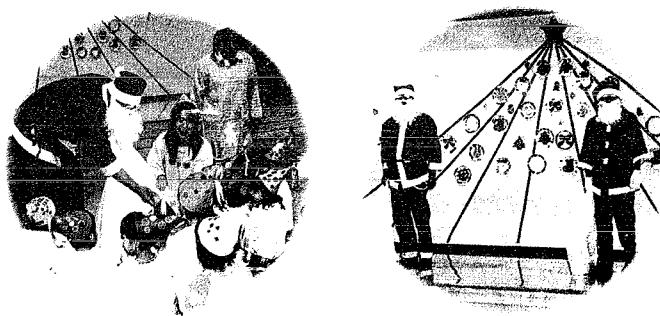
社会福祉大会に「あんみつの会」
(新潟市板井地区)さんから介護劇
を披露。「心と身体の健康」を考
えさせられました。

生徒会役員選挙が行われました。
将来のためにも一票の重さを感じ
てほしいと願います。



今年も月潟の観光に一役かつた
保存電車。
冬到来で少しの間、お休みです。

児童が考えたゲームで遊び月小
まつり。テレビゲームとはひと
味違うおもしろさを発見。



**1月10日は
ヨコハマの日**

110番には
●事件・事故の遭遇時、又は
●暴走族等を発見した時
●その他、早急に警察に知らせたいことがある時
●道路で倒れている人を見た時
●目撃時
電話として使われています。

110番は、「緊急通報用の電話」として使われています。

最終通告書

前略、御急ぎ申し上げます。

この度、貴方様から現在御利用頂いている様々の金融機関の方々から、債権回収の依頼を受理しました。〇〇事務所と申し上げます。早速では御座いますが、現在貴方が御利用されている金融機関での御契約条項の「期限の利益の喪失」に該当している事は十分御察しの事と存じます。

よって、貴方様はこれ以上御支払いをする意思が無いと判断させて頂いた末「金融法第二十四條 債権譲渡等の規制」により貴方様の債権回収業務を強制的に実行させて頂きます。

これと同時に、御利用されている金融機関の全停止処分、信用情報機関へのブラックリストとしての登録、さらに財産と給与の差し押さえ等も行うことも付け加えさせて頂きます。

尚、貴方様には既に一括請求が命じられていますので、本日中に御入金、御連絡が無き場合は、弊社特別地方回収員が御自宅、勤務先は勿論の事、御親族関係者方々等に早急にお伺い、御相談させて頂く事になりますので御了承下さい。

しかし、貴方様の誠意遺憾によりましては御相談等に応じることも可能ですので、もし早期解決をお考えであれば至急下記まで御連絡を下さいます様宜しく御願い申し上げます。

御連絡先
090-0000-0000

090-0000-0000
受付時間 午前9:00~午後2:30
債権代理人 〇〇事務所
(〇〇債権回収協会加入)
(〇〇債権調査組合加入)

* 尚、重要書類等は御入金確認後の郵送となりますので、御承知御願い申し上げます。

架空請求は無視しましょう!

最近、左記のような「最終通告書」が不特定多数に理由なく送りつけられています。

このような請求は何も不安に思う必要はありません。

このはがきは実際に送られたものを村民の方からお借りしたものです。

このような請求があつた場合は?

身に覚えがなければ支払う必要はありません。
無視してください。

決して電話をかけてはいけません。

過去に何か利用したことなどがあつてもあわてず冷静に考えましょう。

県消費生活センターにも架空請求関係の相談が急増しています。

相談先

県消費生活センター ☎285-4196

